

## 1 プロポーザルの趣旨

本市は、平成16年4月に6町が合併し発足した市で、旧町から引き継いだ峰山都市計画区域と網野都市計画区域の2つの都市計画区域を平成27年3月に京丹後市都市計画区域として再編、平成28年7月に京丹後市都市計画マスタープランを策定し、まちづくりを進めてきました。

上位計画である第2次京丹後市総合計画の計画期間の終期を迎えるにあたり、策定を進める新たな総合計画の内容に応じた都市計画マスタープランの改定とあわせ、多極ネットワーク型のまちづくりを推進するため、立地適正化計画を策定する必要があります。

山陰近畿自動車道から峰山インター線により新たな市の玄関口となる都市拠点や都市計画区域外を含めた地域拠点をどのように形成していくのか、その整備効果を市域全域に波及させるためのネットワークをどのように構築するのか、本市の特性を踏まえた都市計画行政を考えていく必要があります。

本プロポーザルは、山陰近畿自動車道の全線開通後を見据え、本市のグランドデザインとして、都市拠点と各地域拠点における機能分担と連携を図るための本市の特性に応じたコンパクトプラスネットワークによるまちづくりを明らかにし、市の更なる発展整備に繋がるよう提案を求めるものです。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

- ア 京丹後市都市計画基礎調査業務
- イ 京丹後市都市計画マスタープラン改定業務
- ウ 京丹後市立地適正化計画策定業務

### (2) 業務内容

前号各号に係る次に掲げる特記仕様書のとおりです。なお、特記仕様書は、成果として求める最低限の内容を示すものであり、技術提案の内容を制限するものではありません。

- ア 京丹後市都市計画基礎調査業務

資料2 京丹後市都市計画基礎調査業務特記仕様書（参考案）

- 資料 3 GIS 仕様書（参考案）
- 資料 4 都市計画基礎調査空間データ整備仕様（参考案）
- イ 京丹後市都市計画マスタープラン改定業務
  - 資料 5 京丹後市都市計画マスタープラン改定特記仕様書（参考案）
- ウ 京丹後市立地適正化計画策定業務特記仕様書
  - 資料 6 京丹後市立地適正化計画策定業務特記仕様書（参考案）

### (3) 業務期間

業務期間は、契約日の翌日から次に掲げる各業務の終期までとします。

- ア 京丹後市都市計画基礎調査業務 終期：令和 7 年 3 月 1 8 日  
(令和 6 年度事業)
- イ 京丹後市都市計画マスタープラン改定業務 終期：令和 8 年 3 月 3 1 日  
(令和 6 年度～令和 7 年度事業：債務負担行為設定)
- ウ 京丹後市立地適正化計画策定業務 終期：令和 8 年 3 月 3 1 日  
(令和 6 年度～令和 7 年度予定：債務負担行為設定)

### (4) 業務の規模（委託限度額）

39,500,000円（消費性及び地方消費税を含まない。）

ただし、各業務の限度額は次の表のとおりとする。

業務名	限度額	摘要
京丹後市都市計画基礎調査業務	7,700,000円	単独
京丹後市都市計画マスタープラン改定業務	31,800,000円	両業務の 合計額
京丹後市立地適正化計画策定業務		

## 3 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の各号の要件を満たす者としてします。

### (1) 一般競争入札の参加者要件関係

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

### (2) 会社更生等関係

次のいずれかに該当しない者であること。

- ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づき更生手続開始の申し立

てがなされている者（更生計画の認可を受けているものを除く。）

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続の申立てがなされている者（再生計画の認可を受けているものを除く。）

### （3）暴力団等の排除関係

京丹後市暴力団等排除措置要綱（平成23年告示第68号）に基づく排除措置を受けていない者及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しない者であること。

### （4）指名停止関係

京丹後市工事等契約に係る指名停止等の措置要領（平成16年京丹後市告示第16号。）に基づく指名停止がなされていないこと。

### （5）不法行為関係

同種の業務に対し、契約不履行行為等不法行為をしていないこと。

### （6）税の滞納関係

プロポーザル参加申し込み時点で、国税及び地方税の滞納がないこと。

### （7）業務実績関係

過去10年間（平成26年度から令和5年度まで）において、地方公共団体の同種業務（第2項第1号に掲げる全ての業務に係るもの。）を直接受注し、完了した実績を有する者であること。

※同種業務とは次に掲げるものをいう。

#### ア 京丹後市都市計画基礎調査業務

用途地域のある都市計画区域に係る都市計画基礎調査を含む業務  
（都市計画法第6条に基づくもの）

#### イ 京丹後市都市計画マスタープラン改定業務

平成11年度以降に市町村が合併した自治体に係る市町村の都市計画に関する基本的な方針の策定または改定を含む業務  
（都市計画法第18条の2）

#### ウ 京丹後市立地適正化計画策定業務

平成11年度以降に市町村が合併した自治体に係る都市機能誘導区域及び居住誘導区域の設定並びに防災指針を作成・公表する自治体に係る立地適正化計画の策定（策定後改定により当該要件を満たすものは、策定及び改定）を含む業務  
（都市再生特別措置法第81条）

#### 4 業務実施に関する条件

業務実施にあたっては、次の条件をすべて満たす必要があります。当該条件を承知し、本プロポーザルに参加してください。

##### (1) 配置予定技術者関係

※京丹後市都市計画基礎調査業務、京丹後市都市計画マスタープラン改定業務及び京丹後市立地適正化計画策定業務共通

##### ア 管理技術者

管理技術者（業務全体を統括するもの）は、次のことをいずれも満たす者であること。

(ア) 本プロポーザルに参加する者と直接雇用関係を有する者（本プロポーザル参加表明の日から起算して1年以上の直接的かつ恒常的な雇用関係）

(イ) 次のいずれかの資格を保有する者

a 技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士

（総合技術監理部門：建築—都市及び地方計画）

b 技術士法に基づく技術士

（建設部門：都市及び地方計画）

c R C C M（都市計画及び地方計画部門に限る）

(ウ) 第3項第7号の同種業務に直接携わった実績を有する者

##### イ 照査技術者

照査技術者は、次のことをいずれも満たす者であること。

なお、照査技術者は、管理技術者を兼ねることができない。

(ア) 本プロポーザルに参加する者と直接雇用関係を有する者（本プロポーザル参加表明の日から起算して1年以上の直接的かつ恒常的な雇用関係）

(イ) 次のいずれかの資格を保有する者

a 技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士

（総合技術監理部門：建築—都市及び地方計画）

b 技術士法に基づく技術士

（建設部門：都市及び地方計画）

c R C C M（都市計画及び地方計画部門に限る）

(ウ) 次の資格を保有する者

## (2) 協力者又は協力事業者

本プロポーザルに参加しようとする者は、本業務に関する管理技術者、照査技術者及び担当技術者を除く、担当業務分野について、協力者又は協力事業者（以下「協力者等」という。）を加えることができる。なお、協力者等とは、基本的に管理技術者の組織に所属していない者を、各分野の主任技術者として組織体制に加える場合を指す。ただし、協力者等となった者及びその者の所属する企業等は本プロポーザルの参加者となることができない。

## 5 委託する候補者の選定方法

市職員等で構成する京丹後市都市計画マスタープラン改定業務等プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）による審査を実施し、委託候補者1者及び次席者（優先順位を付します。）を選定します（応募者が1者の場合、委託候補者の適否の審査を実施します。）。なお、審査は非公開とします。

### ○審査

技術提案（技術提案書、見積）、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行います。

公募型プロポーザル方式による設計者選定・特定評価基準により審査します。

### 【審査で求める資料】

#### (1) 業務実施方針（本業務の見積価格を含む）

業務実施方針

業務実施体制

業務実施内容

業務工程

#### (2) 特定テーマに係る技術提案

特定テーマに係る技術提案

#### (3) 業務実施方針及び特定テーマに係る技術提案に係る内容

業務実施方針及び特定テーマに係る技術提案では、次に掲げることについて提案を求めます。

## ア 業務実施方針

本業務について次に掲げる項目の内容

### (ア) 業務実施方針

- a 進め方（取組方針等）
- b 実施に係る配慮事項
- c その他の事項

### (イ) 業務実施体制

本業務を実施する体制図及びその説明  
（配置する技術者、協力者等の役割など）

### (ウ) 業務実施内容

特記仕様書に掲げる項目の具体の実施内容

### (エ) 実施工程

業務実施に係る項目ごとの工程  
（本市が設置する検討会議の開催時期及び住民説明会などの想定時期、議会への上程時期との関係など）

### (オ) 見積価格

本業務の見積価格

## イ 特定テーマに係る技術提案

次の特定テーマについて本市の状況等（課題、各種計画等）を踏まえた都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の提案（専門的知見からどのような都市計画等の手法により取組む方針等について解決策など）。

※この技術提案は、現状理解力、課題設定力、解決提案力、伴走力などについて現行の計画等をもとにした提案により審査する項目であり、業務実施にあたり提案内容をそのまま採用するものではありません。

### (ア) 都市拠点・地域拠点に関すること

- ・都市拠点に係る考え方  
（課題と解決方法について、都市計画マスタープラン、立地適正化計画に係る考え方と具体の設定例 土地利用、都市施設、誘導区域、誘導施設、それらの実現方針など）
- ・地域拠点に係る考え方  
（課題と解決方法について、都市計画マスタープラン、立地適正化計画に係る考え方と具体の設定例（都市計画区域外の地域拠点は、これらに準じたものとしての考え方など）  
本プロポーザルでの対象とする地域拠点

都市計画区域内：網野地域拠点

都市計画区域外：久美浜地域拠点

(イ) 多極ネットワーク型まちづくりに関すること

都市拠点と旧6町の役場周辺の地域拠点を結ぶ多極ネットワーク型まちづくりの地域公共交通計画等の関連計画を踏まえた考え方及び解決方法

(コンパクトシティ化への周辺地域の懸念に対する解決方法を含む。)

(ウ) 独自提案に関すること

限られた期間で、都市計画区域マスタープランの改定及び立地適正化計画の策定を行うための独自提案

京丹後市都市計画基礎調査業務、京丹後市都市計画マスタープラン改定業務及び京丹後市立地適正化計画策定業務を併せて実施（受託）することの強み・ポイントなどに係る独自の解決方法

## 6 実施スケジュール

区分	実施内容	実施期間
公告	公募型プロポーザル公告	令和6年 7月26日(金)
審査	質問受付	令和6年 7月26日(金) から 令和6年 8月 2日(金) まで
	質問回答	令和6年 8月 7日(水) 予定
	参加表明書の受付	令和6年 7月26日(金) から 令和6年 8月 9日(金) まで
	参加資格審査結果の通知	令和6年 8月19日(月) 予定
	技術提案書の受付	令和6年 8月19日(月) から 令和6年 8月26日(月) まで
	技術提案の審査 プレゼンテーション及びヒアリング	令和6年 8月28日(水) 予定
	選定結果の通知	令和6年 8月30日(金) 予定
契約		令和6年 9月中旬 予定

## 7 参加表明

(1) 提出物

ア プロポーザル参加表明書（様式第1号）

イ 業務実績書（様式第2号）

ウ 会社概要（様式第3号）

## (2) 提出方法

提出物は提出先まで持参又は郵送（提出期間内必着）

## (3) 提出期間

令和6年7月26日（金）から令和6年8月9日（金）まで

持参による受付：午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時を除く）

※令和6年8月7日（水）に提出物として追加したもの（保有資格関係）は、提出期限を令和6年8月16日（金）とする（参加表明後の追加提出）。

## (4) 提出先

〒629-3101

京都府京丹後市網野町網野353番地の1

京丹後市 建設部 都市計画・建築住宅課

電話番号（直通） 0772-69-0530

ファクシミリ番号 0772-72-5421

## (5) 提出物の作成、部数等

参加表明書及び技術提案書作成要領に従い作成し提出してください。

## (6) 書類審査

書面による審査を行います。

## (7) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果の通知を参加表明者全員に通知します。

通知時期：令和6年8月19日（月）予定

## 8 審査

参加資格審査により参加資格があると認められた者に対し、技術提案、プレゼンテーション及びヒアリングにより審査します。

### (1) 提出物

ア 技術提案書表紙（様式第4号）

イ 業務実施方針（様式第5号）

ウ 業務実施体制（様式第6号）

エ 業務実施内容（様式第7号）

オ 業務工程表（様式第8号）

カ 特定テーマに係る技術提案（様式第9号）

（2）提出方法

提出物は提出先まで持参又は郵送（提出期間内必着）とします。

（3）提出期間

令和6年8月19日（月）から令和6年8月26日（月）まで

持参による受付：午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時を除く）

（4）提出先

〒629-3101

京都府京丹後市網野町網野353番地の1

京丹後市 建設部 都市計画・建築住宅課

電話番号（直通） 0772-69-0530

ファクシミリ番号 0772-72-5421

（5）提出物の作成、部数等

参加表明書及び技術提案書作成要領に従い作成し提出してください。

（6）評価項目

技術提案の評価項目は、次に掲げるとおりとします。

100点

審査事項	評価項目	配点
業務実施方針	取組方針等に係る提案内容	40点
	（1）業務実施方針	（10）
	（2）業務実施体制	（10）
	（3）業務実施内容	（10）
	（4）業務工程	（10）
実施方針の妥当性（適格性、機能性、成果達成の期待度など）	特定テーマに係る技術提案内容	50点
	（1）都市拠点・地域拠点に関すること	（20）
	（2）多極ネットワーク型まちづくりに関すること	（20）
	（3）独自提案に関すること	（10）
経費の見積価格	算式： $(10 - 1) \times [ \{ 1 - (\text{見積価格}) \div (\text{予定価格}) \} \times 4 ] + 1$	10点

	※ [] 内が1を超える場合は1とする。	
--	----------------------	--

合計得点が60点を下回る場合は、失格とします。

## (7) プレゼンテーション及びヒアリング

### ア 開催日時

プレゼンテーション及びヒアリングの日時、場所、留意事項を別途通知します。

### イ 時間

40分程度（説明20分、質疑応答20分）を予定

### ウ 説明

説明は、パワーポイント等を使用することができます。

### エ 説明者

説明者は、当該業務に予定する管理技術者を含む6人以内とします。

### オ その他

#### (ア) 非公開

ヒアリングは、非公開とします。

#### (イ) 入出

自己のヒアリング出席時間以外の入室（傍聴）を認めません。

#### (ウ) ヒアリング内容

ヒアリングにより求める内容は、提出された書類の表現を補足する追加説明及び審査委員からの質疑とします。

## (8) 審査

書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行います。

### ア 審査方法

審査会委員により点数評価します。

### イ 選定等

評価点により順位付けします。

## (9) 選考結果の通知

参加資格審査結果の通知を参加表明者全員に通知します。

通知時期：令和6年8月30日（水）予定

## 1.1 資料について

資料は、京丹後市ホームページに掲載しています。

## 1.2 質問受付等について

### (1) 質問の方法

#### ア 本プロポーザルに関する質問

質問書（様式第10号）に質問事項を記載し、担当部署へメール及びファクシミリしてください。

#### イ プロポーザルの手続及び様式等に関する質問

担当部署へ電話してください。

#### <担当部署>

〒629-3101

京都府京丹後市網野町網野353番地の1

京丹後市 建設部 都市計画・建築住宅課

電話番号（直通） 0772-69-0530

ファクシミリ番号 0772-72-5421

E-mail toshi-kenchiku@city.kyotango.lg.jp

### (2) 質問の受付期間

令和6年7月26日（金）から令和6年8月2日（金）まで

### (3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、京丹後市ホームページに掲載します（プロポーザルの手続及び様式等に関する質問を除く。）。

## 1.3 失格

次のいずれかに該当する場合には失格となることがあります。

- (1) 提出書類等が本要領の提出方法に適合しない場合
- (2) 提出書類等が本要領に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類が提出期間内に提出されない場合
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合

- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 「3 参加資格要件」に規定する各要件を欠くこととなった場合
- (7) 選定委員会の委員に不当な働きかけをした場合
- (8) その他本要領に違反すると認められた場合

## 1 4 契約の締結

### (1) 契約締結交渉

選定委員会により特定された委託候補者と契約締結交渉を行います。なお、契約交渉が不調の時は、次席者と交渉を行います（次席者不調の場合は、さらに次の順位の次席者と交渉を行います。以下同様に取り扱います。）。

### (2) 契約上限額

受注候補者の特定後、業務委託契約時における委託料は、見積価格以内とします。

## 1 5 その他

(1) 本プロポーザルに参加する経費は、すべて参加者の負担とします。

(2) 提出されたすべての書類は、本プロポーザル以外の目的には使用しません。

(3) 提出されたすべての書類は返還しません。

(4) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、当該技術提案書を無効にするとともに、本市の指名停止措置を行うことがあります。

(5) 提出書類を郵送する場合は、提出期限内必着とし、配達確認ができる方法に限ることとします。なお、提出書類を持参以外の方法による場合において、不達、遅配を原因とする参加者の不利益が生じたとしても本市は責任を負いません。

(6) 提出された書類等は審査及び説明のため写しを作成し使用できます。

(7) 提出期限後は、提出書類の差し替え等を行うことができません。

(8) 本プロポーザルにおいて使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とします。

(9) 審査の経緯及び結果についての異議の申し立てを受付けません。

(10) 業務実績等事実確認をするため、追加資料の提出を求めることがあります。

(11) 技術提案書の著作権は、提出者に帰属します。ただし、公平性、透明性、客観性を期するため、市ホームページ等で公表することがありますので、了承してください。